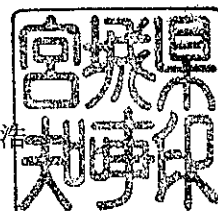


公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「要綱」という。）第34条第1項の規定により公告する。

令和3年2月5日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社イーストコア
 - (2) 住所 仙台市青葉区一番町一丁目5番16号
 - (3) 代表者の氏名 田中 信行
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
岩沼市押分字須加原106番15
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
廃プラスチック類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第7号）
木くず又はがれき類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第8号の2）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力（稼働時間）
廃プラスチック類 816トン/日（34トン/時間 24時間稼働）
紙くず 698.4トン/日（29.1トン/時間 24時間稼働）
木くず 1,281.6トン/日（53.4トン/時間 24時間稼働）
繊維くず 280.8トン/日（11.7トン/時間 24時間稼働）
金属くず 2,635.2トン/日（109.8トン/時間 24時間稼働）
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 2,330.4トン/日（97.1トン/時間 24時間稼働）
がれき類 3,451.2トン/日（143.8トン/時間 24時間稼働）
- 6 許可年月日
令和3年1月15日
- 7 許可番号
02-54-0
- 8 審査結果書の縦覧場所及び縦覧期間
要綱第34条第5項の規定により審査結果書を作成していないので、縦覧は行わない。
- 9 担当課
宮城県環境生活部循環型社会推進課（電話 022-211-2648）